号」に、「平均所得金額」を「退職の翌年における所得金額」に改め、同条第八項を削り、同条第七項中「平均所得金額」を「退職の翌年における所得金額」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「平均所得金額が」を「退職の翌年における所得金額が」に改め、「、当該平均所得金額を当該若年定年退職者の退職の翌年における所得金額とそれぞれ」を削り、同項を同条第七項とし、同条第五項中「平均所得金額」を「退職の翌年における所得金額」に、「給与年額相当額」を「給与年額調整額」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第一項第三号に該当する若年定年退職者が自衛官以外の職員の定年に達する日の属する年の前年におけるその者の所得金額がその者に係る給与年額調整額以上である場合には、同項の規定にかかわらず、同号に定める第三回目の給付金は、支給しない。

第二十七条の十一第九項を削り、同条第十項中「同条第一項第一号」に、「以降の各年」を「」と、同項第二号中「その者が自衛官以外の職員の定年に達する日の翌日の属する年の防衛省令で定める日」とあるのは「当該年の前年」とあるのは「若年定年退職者が自衛官以外の職員の定年に達する日の翌日の属する年の前年」に改め、「「第二回目の給付金及び次条第一項の規定による給付金」とあるのは「第二回目の給付金」と」を削り、「第二十七条の十一第十項」を「第二十七条の十一第九項」に改め、「の規定による給付金及び次条第一項」を削り、同項を同条第九項とする。

第二十七条の十二第十一項中「前条第六項並びに同条第十項」を「前条第七項並びに同条第九項」に改める。

第二十七条の十三第二項中「第二十七条の十一第六項」を「第二十七条の十一第七項」に、「同条第十項」を「同条第九項」に、「第二十七条の十一第七項」を「第二十七条の十一第八項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第三項中「第二十七条の十一第七項」を「第二十七条の十一第八項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第九項中「第二十七条の十一第七項」を「第二十七条の十一第八項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改める。

第三十条中「第二十七条の六第四項（第二十七条の十一第十項」を「第二十七条の六第五項（第二十七条の十一第九項」に改める。

附則第十二項の表第二十七条の三第一項の項中「二回に」を「三回に」に、

第二回目の給付金	前期算定基礎期間に係る第二回目の給付金（以下単に「第二回目の給付金」という。）
第三回目の給付金	前期算定基礎期間に係る第三回目の給付金（以下単に「第三回目の給付金」という。）

を

第二回目の給付金	前期算定基礎期間に係る第二回目の給付金（以下単に「第二回目の給付金」という。）
第三回目の給付金	前期算定基礎期間に係る第三回目の給付金（次項及び第三項において「第六回目の給付金」という。）

に、「第三回目の給付金」を「第四回目の給付金」に、「第四回目の給付金」を「第五回目の給付金」という。）を、その者が自衛官以外の職員の定年に達する日の翌日の属する年の防衛省令で定める月に後期算定基礎期間に係る第三回目の給付金（次項及び第三項において「第六回目の給付金」に改め、同表第二十七条の三第二項の項及び第二十七条の三第三項の項を次のように改める。

第二十七条の三第二項	次条において「前期算定基礎期間（退職の日において定められているその者に係る定年に達する日の翌日から自衛官以外の職員の定年に達する日までの期間をいう。以下同じ。）」	
	得た額とする	得た額とし、第四回目の給付金、第五回目の給付金及び第六回目の給付金の額は、退職の日においてその者の受けていた俸給月額に後期算定基礎期間の年数を乗じて得た額に第四回目の給付金にあつては二・三を、第五回目の給付金にあつては一・一五を、第六回目の給付金にあつては一・一五をそれぞれ乗じて得た額とする
第二十七条の三第三項	第三回目の給付金	第三回目の給付金並びに第四回目の給付金、第五回目の給付金及び第六回目の給付金

附則第十三項の表第二十七条の三第二項の項中「二・五七一」を「二・二五」に、「一・八四」を「一・一五」に、「六・四二九」を「四・五」に、「二・七六」を「二・三」に改め、同表第二十七条の四第一項の項中「二・五七一」を「三を」に、「一・八四」を「一・五三三三三三を」に改める。

附則第十四項中「第二十七条の四第一項及び第三項、第二十七条の六第二項及び第三項並びに第二十七条の七第一項」を「第二十七条の三第一項、第二十七条の四第一項、第三項及び第四項、第二十七条の六第一項第二号及び第二項から第四項まで並びに第二十七条の十一第九項」に改め、同項の表第二十七条の四第一項の項の前に次のように加える。

第二十七条の三第一項	自衛官以外の職員の定年	年齢六十年

附則第十四項の表第二十七条の四第三項の項の次に次のように加える。

第二十七条の四第四項	自衛官以外の職員の定年	年齢六十年
	第三回目の給付金の額は、これら	第三回目の給付金（附則第十二項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する第三回目の給付金をいう。以下同じ。）の額は、附則第十二項の規定により読み替えられた同条第二項及び第三項
第二十七条の六第一項第二号	自衛官以外の職員の定年	年齢六十年

附則第十四項の表第二十七条の六第二項の項及び第二十七条の六第三項の項を次のように改める。

第二十七条の六第二項	第二回目の給付金	第二回目の給付金、第三回目の給付金、第四回目の給付金（附則第十二項の規定により読み替えられた第二十七条の三第一項に規定する第四回目の給付金をいう。以下同じ。）、第五回目の給付金（附則第十二項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する第五回目の給付金をいう。以下同じ。）及び第六回目の給付金（附則第十二項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する第六回目の給付金をいう。以下同じ。）